

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外水質計器整備修繕（その1）

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場及び楠葉取水場に設置している水質計器（原水有毒物質監視装置）の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該水質計器は、富士電機システムズ(株)が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。また、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、富士電機システムズ(株)は、平成19年4月の分社化により当該水質計器に関する事業を富士電機水環境システムズ(株)に継承し、さらに平成20年4月には、(株)NGK水環境システムズとの合併によりメタウォーター(株)が設立され事業継承されていることから、本修繕を適切に施工することができるのはメタウォーター(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

(仮称) 東部合同庁舎他建築電気設備設置に伴う既設通信設備改造工事

2 契約の相手方

(株) 日立システムズ

3 随意契約理由

本工事は、(仮称) 東部合同庁舎他建築電気設備設置に伴い既設通信設備の改造を行うものである。

改造を行う既設通信設備は(株) 日立システムズが独自に設計、製作したハードウェア及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造及び設定変更、試験調整は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である(株) 日立システムズ以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設施工業者以外に施工させることができない。

よって、本工事を実施できるのは(株) 日立システムズのみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課 (電話番号 06-6616-5542)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外水質計器整備修繕（その2）

2 契約の相手方

向洋電機（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、東淀川浄水場、城東配水場、庭窪浄水場、豊野浄水場及び楠葉取水場に設置している水質計器の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該水質計器は、横河電機（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。また、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、横河電機（株）の当該業務は横河フィールドエンジニアリングサービス（株）に吸収分割され、平成25年4月からは横河ソリューションサービス（株）に承継されており、当該水質計器の整備修繕は横河ソリューションサービス（株）から向洋電機（株）に移管されているため、本修繕ができる業者は向洋電機（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外水質計器整備修繕（その3）

2 契約の相手方

島津システムソリューションズ（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場及び楠葉取水場に設置している水質計器（T
OC計、pH計、有試葉残留塩素計）の整備修繕を行い、機能回復を図るものであ
る。

当該水質計器は、島津製作所（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交
換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を
熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、当該水質計器の整備修繕は島津製作所（株）から島津システムソリューシ
ョンズ（株）に移管されているため、本修繕ができる業者は島津システムソリュー
ションズ（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場分館自家発電設備修繕

2 契約の相手方

(株)産機テクノサービス

3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場に設置している自家発電設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該自家発電設備は、(株)日立製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

当該自家発電設備の修繕は、(株)日立製作所から(株)産機テクノサービスに移管されているため、本修繕ができる業者は(株)産機テクノサービスのみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部 庭窪浄水場 (電話番号06-6907-4473)

随意契約理由書

1 修繕名称 舞洲スラッジセンター脱水系電気設備修繕

2 契約相手方 (株)産機テクノサービス

3 随意契約理由

今回修繕する脱水系電気設備(高圧電気設備、計装設備)は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備及び脱水分離液処理設備を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備である。

高圧電気設備は、日常運転における重要な動力源の確保として高い信頼性を維持させるとともに、大阪市自家用電気工作物保安規定に基づき高圧電動機の精密整備修繕し、計装設備は汚泥脱水設備及び脱水分離液処理設備の日常における重要な制御信号の確保と、運転監視制御における高い信頼性を維持させるため機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株)日立製作所並びに(株)日立ハイテクコントロールシステムズが設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、受変電設備、計装設備及び監視設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、制作会社から本市へ納入している電気設備の修繕を移管されている(株)産機テクノサービスのみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

- 1 工事名称：舞洲スラッジセンター汚泥熔融炉施設整備工事
- 2 契約相手方：月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体
- 3 随意契約理由：

今回整備工事をおこなう汚泥熔融炉施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水ケーキを熔融処理する施設であり、定期整備を行い今後の安全運転を期するものである。

本施設は、汚泥熔融施設としてわが国最大級の規模であり、かつ、高度に複雑なシステムを必要とするため、施設の建設に当たっては機械・電気設備一体の技術をもって建設されたものである。今回の整備工事の対象となる施設は、月島機械・日本碍子・東芝特定建設共同企業体が設計製作及び施工したもので、熔融炉本体と多くの補機類で構成され、お互いに複雑にシステム化されて稼動するものであるが、施設を安全かつ効率的に運用するためには、プラント設備全体の有機的な連携が特に必要である。

したがって、これらを整備するためには、共同企業体のみが保有するプラント設計の考え方を十分に反映させることが不可欠であり、実施にあたっては共同企業体を構成する各企業間での技術的な連携が必須条件となっている。さらには、主要部品についても共同企業体のみで製作しており、特に熔融炉に使用する耐火材は特別に開発されたものである。また点検整備後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。今回契約先の共同企業体の構成員である「メタウォーター（株）」は、日本碍子（株）の事業継承会社であり本件に必要な技術を有するものである。

以上のことから、本整備工事ができる業者は月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号：06-6460-2830)

随意契約理由書

1. 工 事 名 称： 今福下水処理場外6か所監視制御設備外機能追加工事

2. 契 約 相 手 方： (株) 東芝

3. 随 意 契 約 理 由：

本工事は、今福下水処理場外6か所でポンプ設備及び水処理設備の制御機能及び遠方監視に必要となる監視制御設備の更新・機能追加等を行うものである。

本工事で機能追加等する設備は、(株) 東芝が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加等を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加等をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、(株) 東芝のみである。

4. 根 拠 法 令： 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担 当 部 署： 建設局下水道河川部設備課 (電話番号 06-6615-7895)

随意契約理由書

1 案件名称

平野下水処理場 汚泥溶融炉計装設備修繕

2 契約の相手方

(株) 産機テクノサービス

3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備は、汚泥溶融炉施設の運転に重要な役割を持つ設備であるが、各計装機器の経年劣化が著しいため、老朽化した部品を取り替え修繕するものである。

本設備は、(株) 日立製作所が設計製作したもので、計装設備としてのループ回路が一貫して構築されているものであり、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき既設回路との整合を保てるよう部品の取り替えを行い、設備の性能を継続維持させなければならず、取替部品の選定も他社で行うことができない。

また、当該設備に係る図面・計算書等の情報は製作会社固有の技術的財産として保護されていることに加え、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1. 工事名称

舞洲スラッジセンター脱水分離液処理施設整備工事

2. 契約相手方

三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体

3. 随意契約理由：

今回整備工事を行う脱水分離液処理施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水分離液に含まれているアンモニアを処理する施設である。

本施設は、三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体が設計製作及び施工したもので、その根幹技術は共同企業体と本市が永年にわたって共同で研究開発し、両者が共同特許を有する設計技術的に特殊な設備である。

本施設は多くの機器類で構成され、互いに複雑にシステム化されて稼動するものであることから施設を安全かつ効率的に運用するためには、プラント設備全体の有機的な連携が特に重要であり、これらを整備するには唯一プラント設計能力を有している共同企業体の考え方を十分に反映させることが不可欠である。

実施にあたっては共同企業体の持つ独自の技術が必要であり、主要部品も共同企業体しか製作していないため他から調達できない。また、整備工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本整備工事ができる業者は三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体のみである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号：06-6460-2830)

随 意 契 約 理 由 書

1 工 事 名 称

平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事

2 契約の相手方

日 揮 (株)

3 随意契約理由

今回工事を行う汚泥溶融炉設備は、平野下水処理場及び東部管内の発生汚泥を脱水処理したケーキを溶融するための設備であり、汚泥溶融炉設備の安定した性能維持のため必要となる整備を行うものである。

当該下水処理場の汚泥溶融炉設備はプラントメーカーである日揮(株)において独自の技術により一括責任施工で竣工したものであり、その技術については特許権など当該プラントメーカーが有している。整備工事については、汚泥溶融炉設備の特質を理論的・経験的に十分把握している必要があり、汚泥溶融炉設備全体の相互関係、構造及び性能の特質等を熟知した上で行わなければならない。また、下水処理事業の性質上、設備の停止期限が限定されるため、短時間で工事を施工する必要がある。このような条件を満たすためには、当該下水処理場の汚泥溶融炉設備を施工した会社以外は、当該下水処理場の汚泥溶融炉設備に対する技術面に不明の点が多く、かつ汚泥溶融炉、排ガス処理設備等の設備全体の性能、作動状態等について、保証することが困難であり、汚泥溶融炉設備全般に一貫して責任を持たせることが出来る業者は日揮(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所設備課 (電話番号06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外水質計器整備修繕（その5）

2 契約の相手方

荏原実業（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場及び豊野浄水場に設置している水質計器（溶存オゾン濃度計、オゾン濃度計）の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該水質計器は、上記業者が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は荏原実業（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 修繕名称： 舞洲スラッジセンター乾燥式汚泥濃度計修繕

2 契約相手方： 水ing (株)

3 随意契約理由： 今回修繕する乾燥式汚泥濃度計は、舞洲スラッジセンター脱水系設備を運転監視制御するために重要な役割を持つ設備であるが、日常運転における重要な制御信号の確保と、汚泥濃度計としての高い信頼性を維持させるため修繕するものである。

本装置は、(株)荏原製作所が設計製作したもので、修繕には、製作会社保有の設計図に基づく組立精度や許容値を確保するための独自の技術を必要とし、主要取替部品も他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

(株)荏原製作所は、平成18年に、上下水道に関する事業を荏原環境エンジニアリング(株)に事業継承している。また、荏原環境エンジニアリング(株)は、平成21年に同事業を荏原エンジニアリングサービス(株)に事業継承している。さらに、荏原エンジニアリングサービス(株)は、平成23年4月1日に、水ing(株)に社名変更を行っている。

以上のことから、本修繕ができる業者は、水ing(株)のみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 修繕名称

道頓堀川水門排水ポンプ防食板修繕

2 契約の相手方

(株)電業社機械製作所

3 随意契約理由

道頓堀川水門は道頓堀川下流部に位置し、船舶の出入りを可能とする機能（閘門）とともに、治水機能及び東横堀川、道頓堀川の水質浄化機能も兼ねた施設である。

今般、道頓堀川水門のポンプ設備の点検において、排水ポンプを錆による腐食から守るために排水ポンプ本体に設置している防食板が腐食して減っていることが判明した。

現状のままでは排水ポンプ本体に錆が発生し、ポンプ内部への浸水による軸受の発錆や漏電が懸念され、閘門を適切な状態で開閉することができないことから生ずる舟運への影響、大雨などにより水位が上昇して河川が氾濫した場合には周辺への浸水被害が発生し市民生活への影響及び東横堀川、道頓堀川の水質への影響が懸念されることから、その機能回復を目的に行うものである。

このため、本修繕は防食板を修繕するものであるが、本機器は(株)電業社機械製作所の独自技術により設計・製作された設備であり、本機器を構成する各装置や部品は、他社からは調達できない。また、修繕にあたっては排水ポンプの構造を十分に熟知し、製作当初の設計に基づいて行う必要があることや、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業社に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局管理部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7261）